

「福山市地震防災マップ作成業務委託」の質問に対する回答

2026年（令和8年）5月13日
福山市建設局建築部建築指導課

No.	質問事項	回答	掲載日
1	仕様書P.3第19条（資料収集・整理）4 貸与資料について、（1）家屋情報には、建物の構造、建築年、階数の記載はそろっていますか。また、公共建築物の情報も含まれますか。	家屋情報には、建物の構造、建築年、階数が含まれます。また、公共建築物の情報として、公有財産台帳のデータを貸与します。	5月13日
2	仕様書P.3第19条（資料収集・整理）4 貸与資料について、（2）広島県地震被害想定調査報告書及び被害想定でデータ（PDF形式）とありますが、shape形式での貸与はありますか。	shape形式での貸与も可能です。	5月13日
3	揺れやすさマップの作成は、広島県の結果をもとに3地震を重ね合わせ、最大の揺れを表示する「揺れやすさマップ」とするものと考えてよろしいでしょうか。（地表地盤の揺れやすさの推測を改めて行わない認識です）	お見込みのとおりです。	5月13日
4	地域の危険度マップの作成について、県結果の「全壊率」を重ね合わせるのではなく、新たに算出するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	5月13日
5	全壊率推計の区分について、構造（木造・非木造）別建築年（新耐震、旧耐震）と住宅密集具合、液状化での評価となっているが、地震防災マップ作成技術資料では、揺れによる全壊率を木造・非木造の建築年をそれぞれ3区分、また最新の手法である内閣府（及び広島県）ではより詳細に区分している。これらの手法により評価を行わなくてもよいのか。	2025年（令和7年）3月公表の内閣府の資料（南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ、(参考)被害想定手法）及び広島県地震被害想定調査報告書（2025年（令和7年）10月）の区分で評価をしてください。	5月13日
6	2区分で計算する場合、被害率を計算する公的な曲線は公表されていないが、どのような基準で計算するのか。	2025年（令和7年）3月公表の内閣府の資料（南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ、(参考)被害想定手法）及び広島県地震被害想定調査報告書（2025年（令和7年）10月）の区分で評価をしてください。	5月13日
7	住宅密集区域及び液状化発生の危険がある区域は、区域表示を行うことで良いのか。別途異なるランクを作成するのか。	地域の危険度マップ作成の根拠資料として当該区域を示した資料を作成してください。別途異なるランクを作成することは想定していません。	5月13日